玉川総合支所・区民会館改築工事について

1 主旨

玉川総合支所庁舎等の改築工事については、これまで令和2年7月から8月にかけて順次開設を目指し建設工事を進めてきた。新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言の発令等を受け、受注者から工事一時中断の申し出があり、4月26日(日)から5月10日(日)までの15日間について、工事を一時中断した。工事再開にあたり、建設現場における3つの密を回避する為に必要な対策として休憩室の増設や換気設備の設置、1日あたりの作業人員の抑制などの感染症防止策を講じることとした。

協議の結果、感染症防止策実施に必要な期間として、下記のとおり工期等を変更することとしたのでその内容を報告する。

2 開設等スケジュール (予定)

内容	変更前	変更後
契約工期	令和2年6月29日	令和2年10月30日
引渡し	7月	11月
内部工事	7月~8月	11月~12月
業務開始	7月~8月	令和3年 1月12日
区民会館一般利用開始	9月 1日	1月12日

3 工期延伸に伴う支所業務について

上記開設までの期間、支所業務は現在の仮設庁舎にて運営を継続するものとし、現在借り受けている仮設庁舎の建物、敷地、来庁者用駐車場等は引き続き賃借を継続する。

4 今後のスケジュール(予定)

令和2年 5月 町会等各種機関への周知、ホームページ等修正

6月 第2回区議会定例会に改築工事等契約及び新規什器等契約の変更 議案、第2次補正予算議案の提出

10月 改築工事竣工

令和3年 1月 庁舎移転及び 区民会館一般利用開始